

# 伊佐市農業委員会 12 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 27 日 (火) 午前 9 時 00 分から 10 時 53 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (32 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	11 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
3 番委員	12 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
4 番委員	13 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
5 番委員	14 番委員	6 番推進委員	16 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
8 番委員		8 番推進委員	18 番推進委員
9 番委員		9 番推進委員	19 番推進委員
		10 番推進委員	
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 9 番委員 10 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について  
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について  
議案第 5 号「非農地証明願」について  
議案第 6 号「農業振興地域整備計画全体見直し」に係る意見の聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成28年度 第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議 長 皆様おはようございます。  
8日の大崎町の先進地研修はお疲れ様でした。農地中間管理事業の取り組みや農地パトロール等について、説明を受けお互いに意見交換を行いました。農地パトロール等の活動方法が若干違っていたようです。また、来年度には農業委員会法改正に基づき農業委員13名・農地利用最適化推進委員20名で活動されるそうです。  
本日は6番農業委員が欠席で、出席人数は14人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
9番農業委員と10番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまから総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。  
資料の1ページから13ページになります。  
農地法による合意解約が1件、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が54件ありましたのでご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

8 番 議 長 (挙手)  
推進委員 推進委員8番です。

この総会資料を見まして、合意解約が非常に多い。

事務局 合意解約と利用権設定との関係が出てきます。  
今回多いのは、築地集落が中間管理機構による機構集積を受けるとい

うことで、機構集積協力金の中の地域集積協力金というのを取り組もうとしているところであります。地域による話し合いで、人・農地プラン等によって機構がまとめた農地を貸しつけた場合、当該地区に対して協力金を支払いますという、この事業を取り入れたいということで今回、合意解約と合わせて新たな集約のための利用権設定というのが出てきております。

ですので、利用権設定のところ、相手方が中間管理機構というのが出てきています。そういう取り組みであって、国の方針があり、最終的にはそういう農地を話し合って、農地をまとめて集積率を担い手に80%以上集積をしましょうという基本方針がありますので、それに添った流れということになります。

議長 他に質問はございませんか。

3番農業委員 (挙手)  
3番農業委員です。

中間管理機構の取扱いは農政課がするのではないのですか。これをここで審議をしなければならない根拠を教えてください。

事務局 担当課としては農政第2係がしております。その部分については、農業委員会の総会にかけないとならないと法律で決まっています、貸し借りについては中間管理機構であっても、農業委員会の総会にかけるということで、総会資料に載っています。

議長 他に質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局	<p>議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、</p> <p>所有権移転につきまして説明いたします。</p> <p>整理番号1番につきまして、譲渡人は、鹿児島市星ヶ峯にお住まいのHTさんです。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口篠原にお住まいのNKさんです。</p> <p>土地の所在地は、伊佐市大口篠原字瓦部石506番、地目は田、面積は814㎡、同じく大口篠原字屋敷田648番1、地目は田、面積353㎡で所有権移転売買であります。</p> <p>次に利用権設定につきましてご説明いたします。52ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年で、面積は田675, 763㎡、畑48, 516㎡、合計724, 279㎡です。利用権の設定をする者の数158人、設定を受ける者の数37人です。土地の明細につきましては14ページから51ページの整理番号1番から82番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第2号 —————</p>	
議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番について13番農業委員の報告を求めます。</p>

1 3 番  
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号1番につきまして、去る2月22日に7番農業委員と私13番農業委員が現地調査を行いましたので、13番農業委員が報告いたします。

申請人・MMさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は井立田で、年齢は59歳です。渡し人・WTさんは埼玉県上尾市大字川に居住されています。

申請地は伊佐市大口鳥巣字桂松2420番2、外3筆で、地目は田、地積は合計2,746㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は89,553㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約3km、現況はよく管理された水田です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

整理番号2番ですが、この議案は8番農業委員が譲り受け人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、8番農業委員の退席をお願いします。

(8番農業委員退席)

整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番  
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番につきまして、去る2月22日、12番農業委員と現地調査を行いましたので、9番農業委員が報告いたします。

申請人はHTさん、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は川西、年齢は68歳です。渡し人・OTさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は針牟田、年齢は73歳です。

申請地は伊佐市大口曾木字池島57番、地目は田、地積は2,937㎡、伊佐市大口曾木字天子ノ前262番1、地目は田、地積は230㎡、伊佐市大口曾木字天子ノ前262番2、地目は田、地積は3,033㎡、合計6,200㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は72,772㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2km、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議 長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。  
ここで、8番農業委員の入室をお願いいたします。

(8番農業委員着席)

整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番  
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番につきまして、去る2月18日に3番農業委員と14番農業委員が現地調査を行いましたので、3番農業委員が報告をいたします。

申請人・STさんは伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西、年齢は46歳です。渡人・TTさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は本町、年齢は69歳です。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字鳥越469番3、地目は田、地積は47㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は23,351㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約3kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

1 0 番  
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号4番につきまして、去る2月22日に14番農業委員と私10番農業委員の2人で現地調査を行いましたので、10番農業委員が報告

いたします。

申請人・N Jさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目麓、年齢は63歳。建設会社を営んでいます。渡人・NTさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目麓、年齢は88歳。病院長をされておりました。

申請地は伊佐市菱刈前目字前目2236番1、及び菱刈前目字前目2238番の2筆で、地目は2筆とも畑で、地積はそれぞれ367㎡、373㎡、合計740㎡で、所有権移転贈与であります。

申請地の場所は、菱刈庁舎から南東方向に500m程、旧道の前目一徳辺線に面し、墓地を両側から挟んで扇の形をしております。

受人の経営面積は36,213㎡で、取得可能面積です。農業従事者は2名、通作距離は約100mで、自宅より3分の位置にあります。現況はよく管理された農地で、それぞれに十数本の梅が植えられております。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、農地法第3条第1項許可申請書、全部事項証明書等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

整理番号5番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号5番につきまして、去る2月23日に現地調査を行いましたの

で1番農業委員が報告いたします。

申請人・FTさんは伊佐市大口原田に居住され、自治会は上原田で、年齢は53歳です。渡人・YRさんは伊佐市大口原田に居住され、自治会は上原田で、年齢は78歳です。

申請地は伊佐市大口原田字原田1046番、地目は畑、面積は632㎡、外1筆、面積589㎡の2筆で計1,221㎡の所有権移転売買であります。

受人の経営面積は89,984㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅より約300mで、現況はよく管理されておりました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は許可が決定いたしました。

整理番号6番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番について、去る2月22日、8番農業委員と私4番農業委員で現地調査を行いましたので、私4番農業委員が報告をいたします。

申請人・HTさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は川西で、年齢は68歳です。渡し人はYKさん、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は川西で、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字光神山3523番1、地目は畑、地積は

1, 777 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は4, 860 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。但し、基盤整備がされていない為、農道が施行されていないことから、売買される畑の位置において、袋地になる個所があるため、進入路として売買される畑を耕作者が出入りする事を久森 貴夫さんに了承を得ております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

8番農業委員 (挙手)  
8番農業委員です。

一緒に現地調査に行ってきましたが、現状は1つづきになった畑でイタリアンを蒔いてあります。売る時の状態を買う方が認めて買ったのか、許可がおりてから境界などをするのか。

事務局 久森さんの方は自分で境界に杭を設けて、袋地の所有者については通行してもよいという承諾を得る形になっております。

もし、それが履行されずに通行出来ないとなった場合には、民法に当てはめて、公道に至る為の他の土地の通行権を主張すればいいと思います。杭については、まだ設置されていなかったの、杭の設置を求めたいと思います。

8番農業委員 それを許可後にするのか許可前にするのか、そこが聞きたいです。

事務局 原則、3条にしても転用にしても、その土地に対して所有権移転の許可をしたり転用を許可するので、1枚に農地がなっていないても何処というのを委員さん達が判断出来なければ許可はできない事になるのですが、T行政書士が入っていらっしゃいますけれども、現地に段差があって勾配があるところと小さな杭が打ってあるという話は聞きました。

		先週来られた時には打ってなかったもので、必ず境界の杭を打ってください、でないと委員さん達がここからここまでというのが分からなければ、許可は難しいですという話をしたので、次に話を聞いた時には、境界が分かるようにしてあるという話を聞きました。そこが定かではないですけれども、報告者は話を聞かれていませんか。
4 番 農 業 委 員	事 務 局	一応、境界の方は確認しました。ただ、杭の方の確認は出来ていないです。
4 番 農 業 委 員	事 務 局	境界は確認したということは、ここからここというのは分かれたと。大体は分かっていますけれども、それが本当の面積なのかは確認がとれないです。
8 番 農 業 委 員	事 務 局	農地法上は境界が確定しないと、この辺りという許可が出来ないというのがあります。 委員さんがおっしゃられたように、大体この辺りだという境界を委員さんの中で確認されたということであれば、許可相当になる可能性はあるかと。委員さん達の判断になるかなと。
8 番 農 業 委 員	事 務 局	許可前にするのが当たり前だけれども、許可後でもいいわけですね。
8 番 農 業 委 員	事 務 局	原則、境界が無いと、測量までしてという訳ではないですけれども、後々売買がかかったり転用がかかったりした時に、境界がずれているということになると色々問題が出てくるので、原則は境界が無いと許可はあり得ないのかなと。
8 番 農 業 委 員	事 務 局	現実としては、許可前にするべき事ではないのですか。
4 番 農 業 委 員	事 務 局	許可前に、今3条であるのは大体、ほ場整備とか区画が分かれているから、ここからここだと分かりますから許可を出しますけど、現況が1枚になっているところに対して、この辺りかなという許可はないです。 だから、そこは委員さん達が現地調査で境界を確定しないと許可が出ませんという対応をしないといけない。
4 番 農 業 委 員	委 員	隣接に立会いとか。

事務局	そうです。
委員	でも、通常では買うわけだから、面積をきちんと調べて買わないとお金を出せないじゃないですか。そういうのは地主同士の関係になるのではないですか。
事務局	現況が1枚でイタリアンが蒔いてあれば、その中のどこかというのは、わからない。そこを委員さん達が境界はわかりましたという事であれば、問題ない。
委員	ある程度は分かっています。杭は打ってないですけども。
事務局	そこです。境界が分かりますという事であれば許可出来ます。何もわからなくてこの辺というのはあり得ないかなと。  基本的には現地調査の前に、ここからここまでという境界をうってもらっているのが当たり前です。現況に畦とかなければ。そこは事務局の方でも基本的に現況がわからなければ、調査の前までに境界の杭を打っておいてくださいという指導が足りなかった。事務局の方も。 なので、現地調査を自前にするようにして問題があった所は、検証しますので。
議長	事務局の報告があったわけですが、この事について私の方にも情報が入ってきましたので、行政書士の方に杭を大至急打って下さいという要望は私の方で行いました。多分、その事で杭はちゃんとした境界に立ててあると思います。私の方からは、そういう風に指導はいたしました。
委員	今の関連ですけど、私も自分のことでこういう事例がありまして、測量士に境界を測量していただいて、最終的には隣接する地権者で確認をしていただき、間違いはないですかということで、了解をとられてから確定ということをされたみたいです。 でないと、一方的にここだと言っても、境界がはっきりしていないのを後々になってから、違っているというのも出てくる可能性もあるので。 私の事例では、そういう事で測量された方が中に入って、両側の地権者に了解をもらって、測量の結果はこうです。ここに杭を打ちましたけれども、双方これで間違いはないでしょうかと確認があって、その後お互いに了解ということでした。

事務局	<p>ここが元々、利用権設定して貸し借りをされたところになるんですけど、現況を1筆にして耕作してあるのであれば、返す時に原状復帰をして返さなければならないというのがありますので、基本的には畦をつくりなおして本当は返さないといけないという事になります。言葉が悪いですけども、ヤミ小作であろうが契約なので、元に戻さなければならないというのがあるので、基本的に現地調査をする際は、境界が無いとおかしいということになります。</p>
議長	<p>他にご意見・質問はございませんか。</p> <p>それでは、この件につきましては、今日境界の杭を立ててくださいということ saying ありますので、立っていると思いますが、私も確認はしておりません。現地調査に行かれた方が、もし区切りが分からない時は、その時に指導をしていただいて、もう1回確認をして杭が立っているかないか、境界があるかないかを確認をして報告をしていただくようお願いいたします。</p>
議長	<p>色々意見が出たわけですが、この事について、許可するのか保留にするのか、賛否をとらせてください。</p> <p>許可する農業委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>6名です。</p> <p>保留の方。</p> <p>(挙手)</p> <p>7名です。</p>
議長	<p>賛成6名。保留7名。ということですので、今回は保留といたします。</p> <p>この件については、来月もう一度現地調査をしていただいて杭が立っているか、立っていないか。そのほ場が確認出来るか出来ないかを、確認してからもう一回協議させていただくという事になります。</p>
議長	<p>整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、</p>

農 業 委 員	<p>整理番号7番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、5番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・KKさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は川島で、年齢は65歳であります。渡し人・HKさんは大阪府柏原市大正に居住されています。</p> <p>申請地は伊佐市大口里字羽祢田島2629番1、地目は田、地積は137㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は3,746㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100m、大口高校後ろを通っている国道バイパス沿いで、面積も狭いため昨年までは転作が多かったみたいですが、今度受人が隣接地の所有者でもありますので、畦畔を取り払って1枚にするという話でございましたが、経営意欲は十分あり農機具等は完備されております。</p> <p>必要な添付書類は全て揃っております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号7番は許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号8番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号8番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、5番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・KTさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は川島で、年齢</p>

は57歳であります。渡し人・HMさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で、年齢は75歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字崩ヶ字都3222番、地目は畑、現況も畑になります。地積は628㎡で、所有権移転贈与であります。

受人は先程報告をいたしました整理番号7番の受人・KKさんの奥さんでありますので、経営面積・農機具・農業従事者等は同じであります。経営意欲もあります。

申請地は国道268号線、菱刈バイパスの途中から菱刈中学校の方向に降りていく町道沿いにあります。申請人の実家の近くという事で、今まで申請人のお母さんが長く耕作されていたのを、今度耕作する事になるということでございます。現地にも行きましたが、申請人の家から約15分で着きました。

必要な添付書類は全て揃っております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号8番は許可が決定いたしました。

整理番号9番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号9番につきまして、去る2月22日に現地調査を行いましたので1番農業委員が報告いたします。

申請人・HHさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は園田で、年齢は56歳です。渡人・STさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会

は園田で、年齢は80歳です。

申請地は伊佐市大口鳥巢字大丸1866番、地目は田、面積は442㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は22,780㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅より約30mで、現況はよく管理されておりました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、行政書士のOさんを代理人と定める委任状、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号9番は許可が決定いたしました。

整理番号10番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号10番につきまして、去る2月22日、12番農業委員と現地調査を行いましたので、9番農業委員が報告いたします。

申請人はSKさん、伊佐市大口里に居住され、自治会は戸切、年齢は63歳です。渡し人・SYさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は東元町、年齢は66歳です。

申請地は伊佐市大口篠原字串毛ケ迫1536番2、地目は畑、地積は528㎡、伊佐市大口篠原字星ヶ峯1624番2、地目は畑、地積は1,517㎡、合計2,045㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は1,668㎡の新規就農者であります。農業従事者

は2名で、通作距離は約3km、現況はよく管理された農地であります。  
経営意欲はあり農機具等はリースでされております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、委任状、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は  
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございませますので、お諮りいたしませます。  
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求  
めませます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号10番は許可が決定いたしませました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定につい  
て、申請件数10件について、1件の保留、9件の許可が決定いたしませ  
ました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決  
定並びに許可について。  
整理番号1番について8番農業委員の報告を求めませます。

8 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決  
議 農 業 委 員 定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、  
3番農業委員、6番農業委員、私8番農業委員で申請人・KKさん、行  
政書士のMSさんの立会いのもと、共同調査を行いましたので8番農業  
委員が報告をいたしませます。

申請人・KKさんは伊佐市菱刈田中に居住されておられ、年齢は74歳、  
自治会は田中上であります。

申請地は、伊佐市菱刈川南字中島4番1、同じく3番1、地目は2筆とも畑、地積は1,406㎡と3,953㎡の合計5,359㎡であります。現況は未耕作地です。農地区分は2種農地でその他の農地となっております。転用目的はカヌー一部の学生寮及び駐車場であります。

申請地の所在地は、国土交通省菱刈事務所より南へ300m位に位置しており、南側は山林、東側は川内川、北側は農道、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、融資予定証明書等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数1件について、意見聴取決定並びに許可1件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番  
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人・YTさん立会いのもと、2番農業委員、10番農業委員、私11番農業委員の3人で共同調査をしましたので、私11番農業委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市菱刈前目にお住まいのYTさんで自治会は山田中原自治会で年齢は32歳です。譲渡人は伊佐市菱刈前目にお住まいのYHさんで自治会は山田中原自治会で年齢は84歳です。

本申請は、所有権移転売買です。転用目的は牛舎及び農業用倉庫の設置です。

申請地は伊佐市菱刈前目字池田3569番1、地目は田、地積は988㎡であります。農地区分は第1種農地となっております。

申請地の所在地は、菱刈鉦山本坑より西南西約1kmに位置しており、南側は市道、東側及び北側は宅地、西側は雑種地で、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見聴取並びに許可が決定しました。  
  
整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番  
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番につきまして、去る2月22日、KKさんと行政書士のMSさん立会いのもと、6番農業委員、8番農業委員、私3番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、私3番農業委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市菱刈前目にお住まいのHSさん、自治会は前目麓自治会であります。譲渡人は伊佐市菱刈田中にお住まいのKKさん74歳、自治会は田中上自治会であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅としての利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川南字中島4番3、地目は畑、地積は236㎡であります。農地区分は、第2種農地、その他の農地となっております。

申請地の所在地は、川内川河川事務所から南へ300mに位置しており、南側は山林、東側は川内川、北側は畑、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長

3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号2番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番  
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号3番につきまして、去る2月22日、申請人の代理人・行政書士のTRさん立会いのもと、9番農業委員、15番農業委員、私12番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、私12番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口小木原の株式会社Tさんです。譲渡人は伊佐市大口篠原にお住まいのKSさんです。自治会は松ノ口であります。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第3種農地となっており、転用目的は資材置場です。

申請地は伊佐市大口里字天神原186番1、地目は田、地積は525㎡。187番2、地目は田、地積は544㎡。187番4、地目は田、地積は590㎡。合計で1,659㎡です。所在地は大保・川添クリニックより300m程に位置しております。南側は公衆用道路、東側は宅地、北側は原野・住宅、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われまます。

添付書類として申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されております。

調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号4番につきまして、去る2月22日、申請人のSHさん立会いのもと、12番農業委員、15番農業委員、9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番農業委員が報告いたします。</p> <p>譲受人は伊佐市大口金波田にお住まいのSHさんで、自治会は金波田であります。譲渡し人は伊佐市大口堂崎にお住まいのMHさん、自治会は金波田であります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地・その他となっており、転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>申請地は伊佐市大口金波田字井ノ尻1008番19、地目は畑、地積は595㎡であり、所在地はJA羽月給油所から東位400mに位置しており、総会資料の63ページを見てください。南側・畑、田で、東側は既存の太陽光発電施設、北側は宅地、西側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として申請書、及び必要書類全て添付してあります。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号5番につきまして、去る2月2</p>

2日、申請人の代理人・行政書士のTRさん立会いのもと、10番農業委員、11番農業委員、私2番農業委員の3人で共同調査をしましたので、私2番農業委員が報告いたします。

譲受人は霧島市横川町下ノの株式会社Tであります。譲渡人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのTTさん、自治会は青木元自治会、74歳であります。

申請地は伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3155番、地目は畑、地積は1,377㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は第2種農地・その他の農地となっております。

申請地の所在地は、スカラー株式会社から北へ1.5kmくらいに位置しており、南側は畑、東側は畑、北側も畑、西側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数268枚、パネル設置総面積1,377㎡、パネル設置容量は47.2kw、年間発電量は、71.02kwを予定しております。

添付書類として土地の全部事項証明書、会社の定款、及び法人登記簿、事業計画書、見積もり書、資金証明書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見に適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数5件について、意見聴取決定並びに許可5件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号 非農地証明願は取り下げ申請が提出されました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「農業振興地域整備計画全体見直し」に係る意見聴取について議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の67ページをお開きください。  
議案第6号「農業振興地域整備計画全体見直し」に係る意見聴取について。

農業振興地域の整備に関する法律施行の規則の第3条の2に市町村が、法第8条第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長が農業委員会の意見を聞くというふうになっておりますので、次のページの農用地除外の一覧表が、下のページの1ページから15ページまであります。それは農用地の除外をされるという事のリストであります。次の農用地の編入の一覧ということでリストがあります。農振地に関しては5年に1回あるということで、農政課の第2係長がきていらっしゃると思いますので、この事についての質問があればよろしくお願ひします。

議長 只今事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(挙手)

委員 農用地の編入一覧ということは前の時に除外をしている分ですか。

農政課 今まで入ってなかった部分で、近隣の田などが入っていたのですが、そこに含まれていなかったところです。

議長 他にございませんか。

	<p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号、事務局の説明のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第6号「農業振興地域整備計画全体見直し」に係る意見聴取については、決定いたしました。</p> <p>その他。事務局お願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>総会資料の最終ページをお開きください。2月の月例報告をします。</p> <p>去る6日、2月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。去る8日に県内研修ということで大崎町の方に研修に行っております。去る22日現地調査を一斉にしております。27日、今日が第12回農業委員会の総会です。</p> <p>3月の行事予定ですが、6日に3月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。28日が第13回の農業委員会の総会です。</p> <p>月例報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで、平成28年度 第12回農業委員会総会を終わります。</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>おつかれ様でした</p> <p><b>【終了時間 午前10時53分】</b></p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員 ..... 9 番

伊佐市農業委員 ..... 10 番